

## 公益財団法人日本拳法会 倫理・懲戒規程

### (目的)

公益財団法人日本拳法会（以下、本会と称す）は、澤山宗海先生を始祖とする日本拳法の普及に励み日本拳法をもって日本拳法を修練した者が良き社会人となるべく、社会に寄与し一助となることを目的としている。

本会は日本拳法の精神に反する行為、人道、法令に反する行為を許さない。  
本会は日本拳法の修練者のなした不心得について以下の条項に従い処分する。

本規程は、以下の構成でなる。

### (本会及び本会所属の各団体（以下、団体）の発展を害する行為)

#### 第1条 本会及び団体の維持、発展の妨害行為の禁止

本会の会員（以下、会員と称す）は、本会及び団体の団体性を維持し発展に努めるものとし、正当な理由なく団体性の維持、発展を妨げてはならない。

#### 第2条 日本拳法の名誉棄損行為の禁止

日本拳法の名誉を棄損する行為をしてはならない。

#### 第3条 団体の規範を害する行為の禁止

本会及び団体が制定する規範を遵守しなければならない。

#### 第4条 他の競技団体の名誉を害する行為の禁止

他の競技団体を誹謗してはならない。

### (試合の進行を妨害する行為の禁止)

#### 第5条 審判員の指示遵守

試合において、審判員の指示に従わなければならない。

#### 第6条 審判員に対する誹謗禁止

試合において、審判員を誹謗してはならない。

#### 第7条 試合の進行妨害の禁止

試合会場にあって、故なく試合の進行を妨害してはならない。

#### 第8条 試合当事者への侮蔑的発言の禁止

試合中において試合当事者の人格を誹謗する発言をしてはならない。

### (練習)

#### 第9条 指導者の指導

指導者は練習生に対して適切な指導をしなくてはならない。

#### 第10条 暴力的練習の禁止